

子ども医療費給付事業は高校生までが対象です

問 保健福祉課 健康増進係
☎476-1111(131)

「子ども医療費給付事業」とは

住民税非課税世帯の未就学児から高校生までの子どもが医療機関を受診した際に、「子ども医療費助成金受給資格者証」を窓口で提示することで、窓口での保険給付に係る一部負担金の支払いが不要となる制度です。

■対象者

住民税非課税世帯の高校生まで
(平成15年4月2日以降に生まれた方)

★現在登録中の償還用子ども医療費受給資格者証（ピンクのカード）はそのままで、住民税非課税世帯用の「子ども医療費助成金受給資格者証」（紫のカード）を交付します。
また、「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「重度心身障害者医療費制度」の受給対象となっている方につきましても、同制度からの助成対象の受給資格者証と併用して「子ども医療費助成金受給資格者証」を交付します。

■助成対象期間

令和3年度は、令和3年8月1日～令和4年7月31日まで

※ただし、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方につきましては、令和4年3月31日まで。

■現物給付対象

鹿児島県内における病院受診した自己負担額（保険内診療に限る。）

★高額療養費・養育医療・特定疾患・第三者行為（交通事故等）・保険外診療（自費診療）は対象になりません。

★県外診療につきましては、各医療費助成制度の償還払いの扱いとなります。

■登録に必要なもの

①健康保険証（被保険者及び対象者分）

②町外に生計維持に係る方がいる場合は、令和3年度所得・課税証明書

③今年大崎町に転入された場合は、世帯全員の令和3年度所得・課税証明書

※②・③については、生計維持に係る世帯全員が、令和3年1月1日現在大崎町に住所がある場合は、提出不要です。

申請書類は、保健福祉課 健康増進係にあります。

書類を確認してから、後日「子ども医療費助成金受給資格者証」を交付いたします。